

2023年8月31日号

★号外★

最低賃金が改定されます！

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

山口県の最低賃金が改訂されます！

928円（時間額）（令和5年10月1日 発効）

これまでの最低賃金 888円（時間額）からは+40円となり、昨年度を上回る大幅な引き上げとなります。10月1日以降はご注意ください。

【参考】最低賃金の計算方法

月給等の場合は下記手当（賃金）を除いたうえで、所定労働時間で時間額に割り戻す方法により確認して下さい。

（除外手当例）

臨時的手当、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、時間外等割増手当、固定残業手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当

（計算例）

月給 16万円 通勤手当月額 1万円 時間外手当月額 1万円 合計 18万円

年間所定労働時間 2,080時間の場合

月給 16万円（通勤、時間外手当は除外手当）×12箇月÷2,080時間

≒ 923 < 928円

よって、この場合には最低賃金法違反となります。

上記計算例は原則的な例です。この他にも特定（産業別）最低賃金もありますので、ご不明な点は当桑原事務所までご相談下さいませ。

近隣県の地域別最低賃金（発効予定日）

福岡県 941円（※令和5年10月6日）

広島県 970円（令和5年10月1日）

東京都 1,130円（令和5年10月1日）

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
